

随意契約の契約状況表

(農林水産部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
1	生産振興課	地域農業水利施設保 全対策事業 大分地 区変更計画書作成業 務委託	令和7年8月20日	大分市城崎町2-2-25 大分県土地改良事業団 体連合会	3,850,000	2号	本業務委託は、既設農業水利施設の機能低下を未然に防止し、水利施設としての機能を適切に発揮させることを目的とした機能保全計画を策定するものである。 この機能保全計画を策定するためには、既設農業水利施設の診断調査、診断調査後の評価から対策工法の検討や立案を適切に行う必要があり、農業や土地改良事業に関する経験、知識を持ちながら調査、設計、測量に精通するなど各種の専門知識を有しているものが一体として業務を行う必要がある。 大分県土地改良事業団体連合会は、九州農政局管内の農業農村整備事業発注者支援機関に認定されている公益法人であり、土地改良事業における事業採択申請から計画・設計を行うための専門知識を有する唯一の者である。
2	生産振興課	ため池台帳作成業務 委託	令和7年9月4日	大分市城崎町2-2-25 大分県土地改良事業団 体連合会	3,146,000	2号	本業務委託は、ため池の貯水量及び利用状況を把握し、安定した農業用水を確保することやハザードマップ作成等の防災・減災対策を立案する基礎資料として利用することを目的に台帳を作成するものである。 この台帳を作成するためには、ため池の構造や利用状況を調査し周辺に与える影響等を適切に評価する必要があり、農業や土地改良事業に関する経験、知識を持ちながら調査、設計、測量に精通するなど各種の専門知識を有しているものが一体として業務を行う必要がある。 大分県土地改良事業団体連合会は、九州農政局管内の農業農村整備事業発注者支援機関に認定されている公益法人であり、土地改良事業における事業採択申請から計画・設計を行うための専門知識を有する唯一の者である。
3	生産振興課	令和7年度多面的機 能支払交付金 現地 確認業務委託	令和7年7月16日	大分市城崎町2-2-25 大分県土地改良事業団 体連合会	1,155,000	2号	本業務委託は、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第8の2「実施状況の報告」及び同要綱別紙2の第8の2「実施状況の報告」に規定されている事務の一部を委託するものであり、多面的機能支払交付金に取り組む活動組織の協定農用地が適正に管理されているか現地確認を行った上で、本市が導入している「水土里情報システム」へ管理状況を反映させて報告を求めるものである。 大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に基づく社団法人であり、農地筆・耕区図、航空写真、衛星画像、地形図、各土地改良区が管理する農業用水利施設などの地図情報と属性情報を併せもつ「水土里情報システム」(独自システム)の運用・管理等を行っており、現地確認業務に精通している。
4	生産振興課	令和7年度中山間地 域等直接支払交付金 現地確認業務委託	令和7年9月29日	大分市城崎町2-2-25 大分県土地改良事業団 体連合会	927,300	2号	本業務委託は、中山間地域等直接支払交付金に取り組む集落協定の協定農用地が適正に管理されているか現地確認を行った上で、本市が導入している「水土里情報システム」へ管理状況を反映させて報告を求めるものである。 大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に基づく社団法人であり、農地筆・耕区図、航空写真、衛星画像、地形図、各土地改良区が管理する農業用水利施設などの地図情報と属性情報を併せもつ「水土里情報システム」(独自システム)の運用・管理等を行っており、現地確認業務に精通している。